

## 証券取引規定集の改定のお知らせ

山陰合同銀行では、2020年4月に施行される民法（債権法）改正等を踏まえ、下記のとおり証券取引規定集を改定し、改定日以降、新規定集によりお取扱させていただきます。

なお、新規定集は、改定前より証券口座を保有していただいているお客様にも適用されます。

新規定集は、定型約款として当行ホームページ上「定型約款・規定集」に掲載いたします。今回の対応により、常に最新の「証券取引規定集」をご確認いただけるようになるため、誠に勝手ではございますが、当行窓口での「証券取引規定集」の配布を終了いたします。なお、書面をご希望の場合は、弊行本支店にお申出ください。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 主な改定内容

##### (1) 変更条項の改定

規定・約款が変更されることがある旨の規定について、改定を行います。

##### (2) 保護預り証券に関する条項の改定

保護預り証券をお預りできない場合がある旨の規定について、その理由を明記します。

##### (3) 語句の修正

民法改正に伴い、「混蔵」の語を「混合」の語に改めます。

##### (4) 章立ての追加

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定」において、章立てを追加します。

#### 2. 対象となる規定・約款

規定・約款の名称	(1) 証券総合取引規定 (2) 証券投資信託自動けいぞく(累積)投資規定 (3) 積立投信取引規定 (4) 特定口座に係る上場株式等保管委託約款 (5) 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 (6) 非課税上場株式等管理および非課税累積投資勘定に関する約款 (7) 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定
----------	---

#### 3. 改定日

2020年4月1日（水）

#### 4. 改定事項

下表のとおり、改定いたします。

※下表では、変更または追加・削除する条項のみ記載しております。

※全条項は、定型約款として当行ホームページ上「定型約款・規定集」に掲載しております。

以上

証券総合取引規定（新旧対比）

改定前	改定後
<p><b>第13条（保護預り証券）</b>            当行は次に掲げる証券（以下「保護預り証券」といいます。）について、本章の定めに従ってお預かりします。</p> <p>(1) 国債証券            (2) 地方債証券            (3) 政府保証債券            (4) 投資信託</p> <p>2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは保護預り証券のお預り、または振替法に基づく振替決済制度において取り扱う有価証券（以下「振替有価証券」、特に国債証券について「振替国債」、特に地方債証券と政府保証債券をあわせて「一般債」といいます。）にかかる口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。</p> <p>3 当行は第1項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、決済会社が定めるところによりお預りします。</p>	<p><b>第13条（保護預り証券）</b>            当行は次に掲げる証券（以下「保護預り証券」といいます。）について、本章の定めに従ってお預かりします。</p> <p>(1) 国債証券            (2) 地方債証券            (3) 政府保証債券            (4) 投資信託</p> <p>2 当行は、前項にかかわらず、<b>市場性のないもの等</b>、相当の理由があるときは保護預り証券のお預り、または振替法に基づく振替決済制度において取り扱う有価証券（以下「振替有価証券」、特に国債証券について「振替国債」、特に地方債証券と政府保証債券をあわせて「一般債」といいます。）にかかる口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。</p> <p>3 当行は第1項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、決済会社が定めるところによりお預りします。</p>
<p><b>第14条（保護預り証券の保管方法および保管場所）</b>            当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って、次のとおりお預りします。</p> <p>(1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管します。</p> <p>(2) 保護預り証券については、特にお申し出がない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく<b>混蔵</b>して保管（以下「<b>混蔵</b>保管」といいます。）できるものとします。</p> <p>(3) 前号による<b>混蔵</b>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>(4) 決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については決済会社で<b>混蔵</b>保管します。</p>	<p><b>第14条（保護預り証券の保管方法および保管場所）</b>            当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って、次のとおりお預りします。</p> <p>(1) 保護預り証券は、当行所定の場所に保管します。</p> <p>(2) 保護預り証券については、特にお申し出がない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく<b>混合</b>して保管（以下「<b>混合</b>保管」といいます。）できるものとします。</p> <p>(3) 前号による<b>混合</b>保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>(4) 決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については決済会社で<b>混合</b>保管します。</p>
<p><b>第15条（<b>混蔵</b>保管に関する同意事項）</b>            前条の規定により<b>混蔵</b>保管する保護預り証券については、次の事項にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の保護預り証券に対して、共有権または準共有権を取得すること</p> <p>(2) 新たに保護預り証券をお預りするときまたは保護預り証券を返還するとき、当</p>	<p><b>第15条（<b>混合</b>保管に関する同意事項）</b>            前条の規定により<b>混合</b>保管する保護預り証券については、次の事項にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の保護預り証券に対して、共有権または準共有権を取得すること</p> <p>(2) 新たに保護預り証券をお預りするときまたは保護預り証券を返還するとき、当</p>

<p>該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと</p>	<p>該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと</p>
<p><b>第17条（抽選償還）</b>  <b>混蔵</b>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により、公正かつ厳正に行います。</p>	<p><b>第17条（抽選償還）</b>  <b>混合</b>保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により、公正かつ厳正に行います。</p>
<p><b>第25条（振替決済口座の取扱い）</b>  振替決済口座は、この規定が定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに機構の定める業務規程および日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業務の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾にかかる書面の提出があったものとして取り扱います。</p>	<p><b>第25条（振替決済口座の取扱い）</b>  振替決済口座は、この規定が定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに機構の定める業務規程および日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。 <b>（削除）</b></p>
<p><b>第52条（その他の連絡事項）</b>  第50条および前条のほか、当行は保護預り証券および振替有価証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>混蔵</b>保管中の債券について第17条の規定に基づき決定された償還額</li> <li>(2) 最終償還期限</li> <li>(3) 償還金および利金の支払に関する事項</li> <li>(4) お客さまに対して機構から通知された事項</li> <li>(5) その他当行がお客さまにご報告すべきと判断する事項</li> </ol>	<p><b>第52条（その他の連絡事項）</b>  第50条および前条のほか、当行は保護預り証券および振替有価証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>混合</b>保管中の債券について第17条の規定に基づき決定された償還額</li> <li>(2) 最終償還期限</li> <li>(3) 償還金および利金の支払に関する事項</li> <li>(4) お客さまに対して機構から通知された事項</li> <li>(5) その他当行がお客さまにご報告すべきと判断する事項</li> </ol>
<p><b>第53条（解約事由）</b>  次の各号のいずれかに該当したときは、証券総合取引は解約されます。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときはその損害をお支払ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) お客さまから、当行所定の申込書により解約の申出があったとき</li> <li>(2) 保護預り口座および振替決済口座の残高がなくなってから一定期間を経過したとき</li> <li>(3) お客さまが、この規定に違反したとき</li> <li>(4) お客さまが手数料を支払わないとき</li> <li>(5) <b>お客さまが、この規定の変更に同意しないとき</b></li> <li>(6) <b>お客さまが、当行に対し、直接・間接を</b></li> </ol>	<p><b>第53条（解約事由）</b>  次の各号のいずれかに該当したときは、証券総合取引は解約されます。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときはその損害をお支払ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) お客さまから、当行所定の申込書により解約の申出があったとき</li> <li>(2) 保護預り口座および振替決済口座の残高がなくなってから一定期間を経過したとき</li> <li>(3) お客さまが、この規定に違反したとき</li> <li>(4) お客さまが手数料を支払わないとき</li> <li>(5) <b>（削除）</b></li> <li>(5) <b>お客さまが、当行に対し、直接・間接を</b></li> </ol>

問わず、虚偽の申告を行い、当行が解約を申し出たとき

(7) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明したとき

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(8) お客さまが、自らまたは第三者を利用して、後記AからEまでのいずれかに該当する行為をしたとき

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他、前記AからDに準ずる行為

(9) 当行が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき

(10) お客さまについて相続の開始があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(11) やむを得ない事由により、当行が証券総合取引の全部または一部の解約を申し出たとき

2 前項第1号について次の各号に該当するときは、この契約を解約することはできません。

(1) 国債証券の利子支払期日の6営業日前か

問わず、虚偽の申告を行い、当行が解約を申し出たとき

(6) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明したとき

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(7) お客さまが、自らまたは第三者を利用して、後記AからEまでのいずれかに該当する行為をしたとき

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他、前記AからDに準ずる行為

(8) 当行が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき

(9) お客さまについて相続の開始があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(10) やむを得ない事由により、当行が証券総合取引の全部または一部の解約を申し出たとき

2 前項第1号について次の各号に該当するときは、この契約を解約することはできません。

(1) 国債証券の利子支払期日の6営業日前か

<p>ら前営業日までの間</p> <p>(2) 一般債の利金支払期日の10営業日前から前営業日までの間</p> <p>(3) 投資信託の償還金等の受渡日が未到来の場合</p>	<p>ら前営業日までの間</p> <p>(2) 一般債の利金支払期日の10営業日前から前営業日までの間</p> <p>(3) 投資信託の償還金等の受渡日が未到来の場合</p>
<p><b>第59条（規定の変更）</b></p> <p>この規定は、法令の変更その他の事由が生じた場合は、変更することがあります。なお、変更内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものである場合は、その内容を通知します。この場合、当行があらかじめ定める日までにお客さまから異議の申立てがない場合は、変更内容に同意していただいたものとして取り扱います。</p>	<p><b>第59条（規定の変更）</b></p> <p>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>

証券投資信託自動けいぞく（累積）投資規定（新旧対比）

改定前	改定後
<p><b>第8条（解約）</b></p> <p>この契約は、証券総合取引規定第53条の規定により、同規定第1条の証券総合取引が解約されたとき、または次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。</p> <p>(1) お客さまが所定の手続きを経てこの契約の解約を申出たとき。</p> <p>(2) 購入が引続き1年を超えて行われなかったとき。ただし、前回購入の日から1年以内に当該投資信託の収益分配金または償還金によって当該投資信託の購入ができる場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>(4) 当該投資信託が償還されたとき。</p> <p>(5) 第10条第3項に定める、この規定の変更にお客さまが同意されないとき。</p>	<p><b>第8条（解約）</b></p> <p>この契約は、証券総合取引規定第53条の規定により、同規定第1条の証券総合取引が解約されたとき、または次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。</p> <p>(1) お客さまが所定の手続きを経てこの契約の解約を申出たとき。</p> <p>(2) 購入が引続き1年を超えて行われなかったとき。ただし、前回購入の日から1年以内に当該投資信託の収益分配金または償還金によって当該投資信託の購入ができる場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>(4) 当該投資信託が償還されたとき。</p> <p>(削除)</p>
<p><b>第10条（その他）</b></p> <p>当行は、この契約にもとづいてお預りした代金に対しては利子その他の対価をお支払いいたしません。</p> <p><b>2</b> 当行は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 届出印の押捺された当行所定の申込書と引換えに、この契約にもとづく当該投資信託を返還したとき。</p> <p>(2) 印影が届出印と相違するためにこの契約にもとづく当該投資信託を返還しなかった場合。</p> <p>(3) 天災地変その他の不可抗力により、この</p>	<p><b>第10条（その他）</b></p> <p>当行は、この契約にもとづいてお預りした代金に対しては利子その他の対価をお支払いいたしません。</p> <p><b>2</b> 当行は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1) 届出印の押捺された当行所定の申込書と引換えに、この契約にもとづく当該投資信託を返還したとき。</p> <p>(2) 印影が届出印と相違するためにこの契約にもとづく当該投資信託を返還しなかった場合。</p> <p>(3) 天災地変その他の不可抗力により、この</p>



<p>契約にもとづく当該投資信託の購入または返還が遅延した場合。</p> <p>3 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示があったときおよびその他の事由が必要が生じたときは変更します。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p>契約にもとづく当該投資信託の購入または返還が遅延した場合。</p> <p>3 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>
---	--

### 積立投信取引規定（新旧対比）

改定前	改定後
<p><b>第5条（その他）</b> 当行は、この契約にもとづいてお預りした代金に対しては利子その他の対価をお支払いいたしません。</p> <p>2 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示があったときおよびその他の事由が必要が生じたときは変更します。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p><b>第5条（その他）</b> 当行は、この契約にもとづいてお預りした代金に対しては利子その他の対価をお支払いいたしません。</p> <p>2 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>

### 特定口座に係る上場株式等保管委託約款（新旧対比）

改定前	改定後
<p><b>第12条（特定口座の廃止）</b> この契約は、証券総合取引規定第53条の規定により、同規定第1条の証券総合取引が解約されたとき、または次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>(1) お客さまが当行に対して「特定口座廃止届出書」を提出されたとき</p> <p>(2) 租税特別措置法その他関係諸法令に規定する「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき</p> <p>(3) 「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p>	<p><b>第12条（特定口座の廃止）</b> この契約は、証券総合取引規定第53条の規定により、同規定第1条の証券総合取引が解約されたとき、または次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>(1) お客さまが当行に対して「特定口座廃止届出書」を提出されたとき</p> <p>(2) 租税特別措置法その他関係諸法令に規定する「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき</p> <p>(3) 「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p>

<p>(4) お客さまが第18条に定めるこの約款の変更 に同意されないとき</p> <p>(5) やむを得ない事由により、当行が解約を 申し出たとき</p> <p>2 前項に基づき特定口座が廃止された場合、当 行は特定口座内保管上場株式等を、振替決済 口座において引き続きお預りいたします。</p>	<p>(削除)</p> <p>(4) やむを得ない事由により、当行が解約を 申し出たとき</p> <p>2 前項に基づき特定口座が廃止された場合、当 行は特定口座内保管上場株式等を、振替決済 口座において引き続きお預りいたします。</p>
<p><b>第18条（約款の変更）</b></p> <p>この約款は、法令の変更その他必要な事由が 生じたときに変更することがあります。なお、 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限 し、またはお客さまに新たな義務を課すもの であるときは、その変更事項をご通知します。 この場合、所定の期日までに異議の申立てが ないときは、約款の変更にご同意いただいた ものとして取り扱います。</p>	<p><b>第18条（約款の変更）</b></p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指 示、その他必要が生じたときに、民法第54 8条の4の規定に基づき変更することがあり ます。変更を行う旨および変更後の規定の内 容並びにその効力発生時期は、効力発生時期 が到来するまでに店頭表示、インターネット またはその他相当の方法により周知します。</p>

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款（新旧対比）

改定前	改定後
<p><b>第6条（解約）</b></p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は 解約されるものとします。</p> <p>(1) お客さまが当行に対して「特定口座廃止 届出書」を提出されたとき</p> <p>(2) お客さまが出国により居住者または国内 に恒久的施設を有する非居住者に該当し ないこととなった場合に、租税特別措置 法その他関係諸法令の定めに基づき「特 定口座廃止届出書」の提出があったもの とみなされたとき</p> <p>(3) お客さまの相続人から「特定口座開設者 死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈 の手続きが完了したとき</p> <p>(4) お客さまが第8条に定めるこの約款の変 更に同意されないとき</p> <p>(5) 特定口座に係る上場株式等保管委託約款 第12条各号に該当したとき</p>	<p><b>第6条（解約）</b></p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は 解約されるものとします。</p> <p>(1) お客さまが当行に対して「特定口座廃止 届出書」を提出されたとき</p> <p>(2) お客さまが出国により居住者または国内 に恒久的施設を有する非居住者に該当し ないこととなった場合に、租税特別措置 法その他関係諸法令の定めに基づき「特 定口座廃止届出書」の提出があったもの とみなされたとき</p> <p>(3) お客さまの相続人から「特定口座開設者 死亡届出書」の提出があり、相続・遺贈 の手続きが完了したとき</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 特定口座に係る上場株式等保管委託約款 第12条各号に該当したとき</p>
<p><b>第8条（約款の変更）</b></p> <p>この約款は、法令の変更その他必要な事由が 生じたときに変更することがあります。なお、 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限 し、またはお客さまに新たな義務を課すもの であるときは、その変更事項をご通知します。 この場合、所定の期日までに異議の申立てが</p>	<p><b>第8条（約款の変更）</b></p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指 示、その他必要が生じたときに、民法第54 8条の4の規定に基づき変更することがあり ます。変更を行う旨および変更後の規定の内 容並びにその効力発生時期は、効力発生時期 が到来するまでに店頭表示、インターネット</p>

ないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

またはその他相当の方法により周知します。

### 非課税上場株式等管理および非課税累積投資勘定に関する約款（新旧対比）

改定前	改定後
<p><b>第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）</b></p> <p>お客さまが非課税口座に係る非課税の特例を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日、および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。</p>	<p><b>第2条（非課税口座開設届出書等の提出等）</b></p> <p>お客さまが非課税口座に係る非課税の特例を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日、および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。</p>
<p><b>2 当行での再開設、および他金融機関からの変更設定</b></p> <p>「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該非課税口座廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該非課税口座廃止通知書は受付できません。</p>	<p><b>2 当行での再開設、および他金融機関からの変更設定</b></p> <p>「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該非課税口座廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該非課税口座廃止通知書は受付できません。</p>



<p>3 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる金融商品取引業者等に重複して提出することはできません。</p> <p>4 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p>5 非課税口座廃止届出書の受付 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>6 非課税管理勘定または累積投資勘定の他金融機関への変更 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を異なる金融商品取引業者等に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。 なお、当該変更届出書が提出される以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合は、</p>	<p>3 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる金融商品取引業者等に重複して提出することはできません。</p> <p>4 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p>5 非課税口座廃止届出書の受付 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>6 非課税管理勘定または累積投資勘定の他金融機関への変更 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を異なる金融商品取引業者等に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。 なお、当該変更届出書が提出される以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合</p>
---	---

<p>当行は当該変更届出書を受理することができません。</p>	<p>は、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p>
<p><b>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資勘定に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<b>その証券投資信託</b>に係る委託者指図型投資信託約款において<b>租税特別措置法施行令第25条の13第14項</b>各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>② <b>租税特別措置法施行令第25条の13第20項</b>において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p>	<p><b>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資勘定に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<b>当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）</b>に係る委託者指図型投資信託約款において<b>租税特別措置法施行令第25条の13第15項</b>各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>② <b>租税特別措置法施行令第25条の13第22項</b>において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p>
<p><b>第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</b></p> <p>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取</p>	<p><b>第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</b></p> <p>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であ</p>

<p>式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行はお客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行はお客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p><b>第9条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</b>          当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る当行所定の書類の提出があった場合には、当該書類をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確</p>	<p><b>第9条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）</b>          当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る当行所定の書類の提出があった場合には、当該書類をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確</p>



<p>認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る当行所定の書類の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>	<p>認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る当行所定の書類の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>
<p><b>第10条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）</b></p> <p>お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定または非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して当行所定の書類を提出していただく必要があります。</p> <p>当行は、お客さまの書類提出に基づき勘定廃止通知書を作成した場合には、お客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。</p> <p>2 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して当行所定の書類を提出していただく必要があります。</p>	<p><b>第10条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）</b></p> <p>お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定または非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して当行所定の書類を提出していただく必要があります。</p> <p>(削除)</p> <p>2 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して当行所定の書類を提出していただく必要があります。</p>



<p><b>第13条 (契約の解除)</b></p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、当行所定の書類の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ お客さまがこの約款の変更に同意されな いとき</p> <p>2 前項の場合、非課税管理勘定が設けられた非課税口座から、他の保管口座へ上場株式等を移管し非課税口座を廃止します。</p>	<p><b>第13条 (契約の解除)</b></p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、当行所定の書類の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 (削除)</p> <p>2 前項の場合、非課税管理勘定が設けられた非課税口座から、他の保管口座へ上場株式等を移管し非課税口座を廃止します。</p>
<p><b>第15条 (約款の変更)</b></p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をお客さまに通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、お客さまにその変更にご同意いただいたものとみなします。</p>	<p><b>第15条 (約款の変更)</b></p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定（新旧対比）

改定前	改定後
<p>(追加)</p> <p>第1条 (省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (省略)</p>
<p>(追加)</p> <p>第2条～第7条 (省略)</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>第2条～第7条 (省略)</p>
<p>第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載も</p>	<p>第8条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)</p> <p>非課税管理勘定または継続管理勘定に記載も</p>

<p>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号および第16条第2号において同じ。）で、法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限りません。）または贈与をしないこと</p> <p>③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること</p>	<p>しくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 災害等による返還等を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この規定のこの号および第16条第2号において同じ。）で、法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限りません。）または贈与をしないこと</p> <p>③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が法第37条の11第3項または第4項により規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること</p>
<p>第9条～第11条（省略）</p>	<p>第9条～第11条（省略）</p>
<p>（追加） 第12条～第19条（省略）</p>	<p>第3章 課税未成年者口座の管理 第12条～第19条（省略）</p>
<p>（追加） 第20条（省略）</p>	<p>第4章 口座への入出金 第20条（省略）</p>
<p>（追加） 第21条～第22条（省略）</p>	<p>第5章 代理人による取引の届出 第21条～第22条（省略）</p>
<p>（追加） 第23条～第26条（省略）</p>	<p>第6章 その他の通則 第23条～第26条（省略）</p>
<p>第27条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各</p>	<p>第27条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各</p>

<p>号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合当該提出日</p> <p>② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ お客さまがこの規定の変更に同意されな いとき 当行の定める日</p>	<p>号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合当該提出日</p> <p>② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>(削除)</p>
<p><b>第28条(省略)</b></p>	<p><b>第28条(省略)</b></p>
<p><b>第29条(約款の変更)</b></p> <p>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。</p>	<p><b>第29条(約款の変更)</b></p> <p>この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>